

北上地区消防組合行政手続条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第5号

北上地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合行政手続条例等の一部を改正する条例

(北上地区消防組合行政手続条例の一部改正)

第1条 北上地区消防組合行政手続条例(平成8年北上地区消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章若しくは行政手続条例第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(8) [略]</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章若しくは行政手続条例第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(8) [略]</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上地区消防組合情報公開条例の一部改正)

第2条 北上地区消防組合情報公開条例(平成26年北上地区消防組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 不服申立て(第20条・第21条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第22条—第24条)</u></p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 開示請求に係る行政文書に組合、国、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第21条及び第22条</u>において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 雑則(第20条—第22条)</u></p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 開示請求に係る行政文書に組合、国、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関</p>

は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 不服申立て

(不服申立てに対する決定)

第20条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、実施機関は、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。この場合において、当該決定は、不服申立てを受理した日から起算して30日以内に行うよう努めなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

<p style="text-align: center;">第4章 雑則 (行政文書の管理)</p> <p>第22条 [略] (実施状況の公表)</p> <p>第23条 [略] (補則)</p> <p>第24条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3章 雑則 (行政文書の管理)</p> <p>第20条 [略] (実施状況の公表)</p> <p>第21条 [略] (補則)</p> <p>第22条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上地区消防組合個人情報保護条例の一部改正)

第3条 北上地区消防組合個人情報保護条例(平成26年北上地区消防組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 不服申立て(第40条・第41条)</p> <p>第4章 雑則(第42条－第44条)</p> <p>第5章 罰則(第45条－第50条)</p> <p>附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第41条及び第42条</u>において「第三</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4章 雑則(第40条－第42条)</p> <p>第5章 罰則(第43条－第48条)</p> <p>附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に關す</p>

者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 [略]

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4節 不服申立て

(不服申立てに対する決定)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、管理者は、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。この場合において、当該決定は、不服申し立てを受理した日から起算して30日以内に行うよう努めなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第41条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当す

る情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 [略]

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

る決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(苦情処理)

第42条 [略]

(施行状況の公表)

第43条 [略]

(補則)

第44条 [略]

第5章 罰則

第45条 [略]

第46条 [略]

第47条 [略]

第48条 [略]

第49条 [略]

第50条 [略]

第4章 雑則

(苦情処理)

第40条 [略]

(施行状況の公表)

第41条 [略]

(補則)

第42条 [略]

第5章 罰則

第43条 [略]

第44条 [略]

第45条 [略]

第46条 [略]

第47条 [略]

第48条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上地区消防組合情報公開条例及び北上地区消防組合個人情報保護条例の規定は、施行日後にされた処分又は施行日後にされた申請に係る実施機関の不作為に係る審査請求に適用し、施行日前にされた処分又は施行日前にされた申請に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。